

主な研究開発型ベンチャー創出に関する取組（税制、制度・環境整備）

シード期

スタートアップ期

アーリーステージ期

成長期

死の谷

大学・公的研究機関発
ベンチャーは453社
(2002年8月現在)

税

制

【エンジェル税制の拡充】 ベンチャー企業に対する投資額の一定額の税額控除、適用要件の見直し(15年税制改正要望:経産省)

【組織成立の容易化】

◇最低資本金免除 (15年法改正予定:経産省、法務省)

◇オンラインによる登記申請(16年実現目指しシステム開発中:法務省)

【研究開発促進税制】

◇試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設

◇産学連携推進特別試験研究税額控除制度等
(15年税制改正要望:経産省、文科省)

【中小企業支援税制】 欠損金に係る特例措置の拡充、留保金課税の撤廃(15年税制改正要望:経産省)

制

度

・

環

境

整

備

【制度整備】 TLO(全国で27機関)、大学知的財産本部の設置支援

【制度緩和】

◇国立大学等教員の企業役員兼業(TLO役員、研究成果活用企業役員、株式会社等の監査役に兼業等可能(12年～)、承認権限を国立大学等機関の長に委任(14年10月～))

◇国有施設の使用 (ベンチャー企業が国立大学等の施設を有償で使用可能に(14年6月～))

【人材育成】

◇専門職大学院制度の創設(法科大学院等) (学校教育法改正案を今臨時国会に提出中:文科省)

◇大学における起業家育成講座等の設置(ベンチャービジネス論、新産業創出支援システム論 等)

◇国立大学におけるインキュベーション施設、ベンチャービジネスラボラトリーの整備(文科省)